

(別紙)

牛久市甲第672号  
令和8年 2月13日

茨城県知事 殿

牛久市長 沼田 和利

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和7年11月5日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エスカード牛久ショッピングセンター  
所在地 牛久市牛久町280番地

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
牛久都市開発株式会社  
代表取締役 沼田 和利  
住所 牛久市牛久町280番地



3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
意見なし	意見なし	

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。